

【障害者保健福祉について】

- 昨年9月9日の連立政権合意において、「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくることとされている。
- 今後、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。
 - ・12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
 - ・1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。
- この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算案においては、低所得（市町村民税非課税）の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとしている。

連立政権合意等

連立政権合意

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる。

(2009年9月9日 民主党、社会民主党、国民新党「連立政権樹立に当たっての政策合意」より)

民主党 マニフェスト(抜粋)

- 26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法(仮称)を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400億円程度

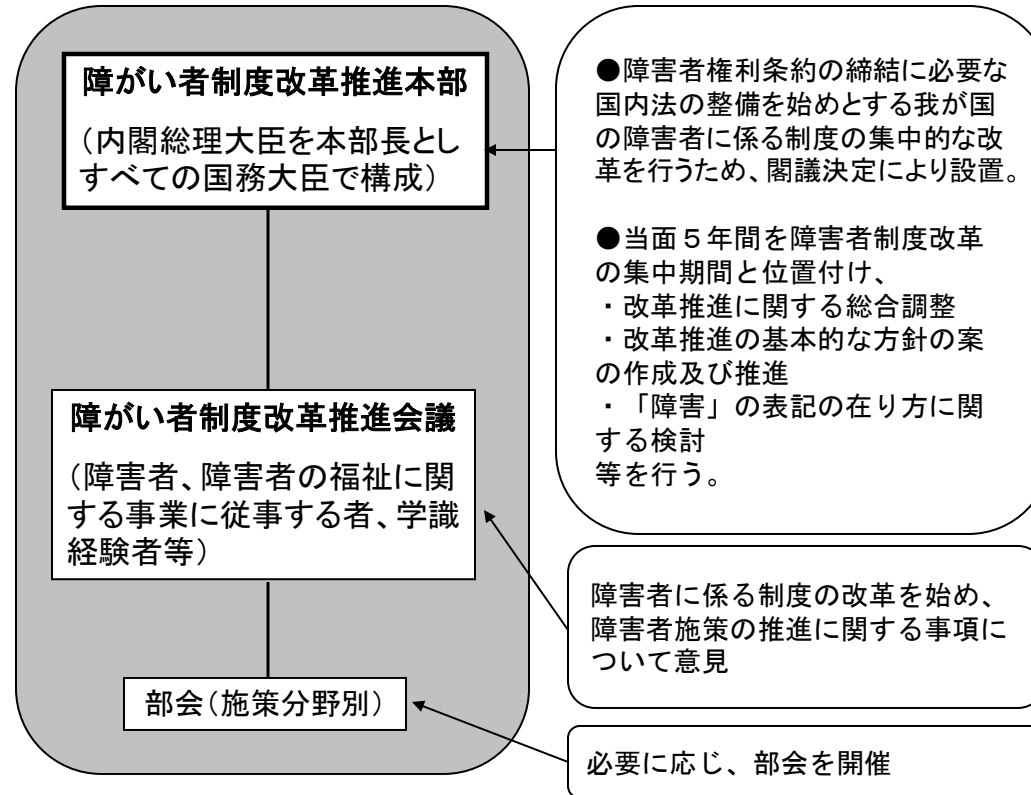
社民党 マニフェスト(抜粋)

再建2 >>いのち セーフティネットを充実

5. 障がい者福祉

- 基本的な生活、働く場にも利用料を課す「障害者自立支援法」を廃止し、支援費制度の応能負担の仕組みに戻します。医療と福祉を区分し、両面から障がい者の生活を支えます。精神通院公費、更生医療・育成医療を復活して重くなった自己負担を軽減します。
- 谷間の障がい者、難病者をカバーする総合的な「障害者福祉法」を制定します。
- 国際的な水準による「障がいの定義」を確立します。「国連障害者の権利条約」にもとづいて障がい者の所得保障、働く場や生活の場など基幹的な社会資源の拡充、就労支援策の強化などを行います。

障害者制度改革の推進体制



【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・雇用
- ・障害福祉サービス
- 等

利用者負担の軽減措置について

- 障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることとしている。
- そこで、昨年12月25日に閣議決定された平成22年度予算案において、この新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得（市町村民税非課税）の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとした。
- 施行期日：平成22年4月1日（予定）

（参考：現行の利用者負担一覧）

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯) 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳上 の世帯
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円		37,200円			
福祉サービス(入所施設等) 【障害者】	0円	個別減免 0円～15,000円	個別減免 0円～24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円		37,200円			
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

【利用者負担の軽減の具体的な内容等について】

- 利用者負担の軽減について、具体的には、所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料とする。
 - ① 障害福祉サービス（療養介護医療を除く。以下同じ。）に係る利用者負担
 - ② 障害児施設支援（障害児施設医療を除く。以下同じ。）に係る利用者負担
 - ③ 補装具に係る利用者負担

- 利用者負担の軽減に関し、以下に留意されたい。
 - ① 今回の利用者負担の軽減においては、特別対策（平成19年4月）又は緊急措置（平成20年7月）において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象とする。
 - ② 補足給付（特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等）については、引き続き、従前と同じ方法により算出する。
 - ※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分の額を補足給付から減らすことなどは行わない。
 - ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出して行うこととする。
 - ※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成されるが、今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料とするものであり、「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。

補 装 具 費 の 基 準 額 の 改 定 に つ い て

- 平成22年度の補装具費の基準額の改定は、義肢、装具、座位保持装置製作に係る人件費・素材費相当分のほか、車いす、補聴器等の改定等所要の措置を講ずる予定である(詳細については、後日お示しする予定)。

身体障害者福祉法における肝臓機能障害の追加について

1. 経緯

- ・薬害肝炎全国原告団・弁護団との大臣協議において、肝臓機能障害を身体障害に位置付けることを検討する旨回答。(平成20年9月9日)
- ・肝臓機能障害の評価に関する検討会(平成20年10月27日設置、計7回開催)において、肝臓機能障害が重症化し、治療による症状の改善が見込めず回復困難になっているものについては身体障害の対象となるとの報告書が取りまとめられる。(平成21年8月24日)
- ・身体障害認定分科会において、認定基準も含め、肝臓機能障害を身体障害者手帳の交付対象範囲に追加することについて、了承。(平成21年9月11日)
- ・平成22年4月1日から身体障害者手帳の交付対象となる障害に「肝臓の機能の障害」を追加する等の改正を行う、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令等を公布。(平成21年12月24日)

(参考)平成21年12月24日に公布した政省令及び発出した通知

- 【政 令】 身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令(政令298号)
- 【省 令】 身体障害者福祉法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省令第157号)
- 【認定基準】 身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)の一部改正について(障発1224第2号・障害保健福祉部長通知)
- 【認定要領】 身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)の一部改正について(障企発1224第1号・障害保健福祉部企画課長通知)
- 【疑義回答】 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」の一部改正について(障企発1224第2号・障害保健福祉部企画課長通知)
- 【手続き等】 身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて(障発1224第3号・障害保健福祉部長通知)

2. 対象者

- ・重症の肝臓機能障害が一定期間継続している者(1級～4級を設定)(原因となる疾病を問わない。)
- ・肝臓移植を受けた者は1級として認定(既に移植を受けた者を含む。)
- ・全体で3万人～5万人程度を想定

3. 対象となるサービス等

- ・ 身体障害者手帳が交付されることを受けて、身体障害者として、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスや自立支援医療(更生医療・育成医療)の対象に追加する。(既に移植を受けた者の抗免疫療法等も対象とする。)
- ・ 併せて以下の制度についても、政令改正等を行い肝臓機能障害を対象に追加する。
 - ① 公職選挙法施行令の改正
選挙の際に郵便による投票を行うことができる身体障害者等の範囲に「一定程度の肝臓の障害がある者」を追加。
 - ② 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の改正
企業の障害者雇用義務の対象となる身体障害者の範囲に「肝臓の機能の障害」を追加。
(併せて、企業の障害者雇用率や障害者雇用納付金の算定対象にも追加される。)
- ・ また、平成22年度税制改正により、所得税や住民税の障害者控除等各種税制優遇措置等の対象に肝臓機能障害を追加する。
- ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方に対する各種施策の対象に追加することについては、関係省庁及び関係団体等に協力を要請中。